

# アグリドッグスキュー 飼育約款

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

本約款は、特定非営利活動法人アグリドッグスキュー（以下「甲」とする）が、甲から犬を譲り受けた者（以下「乙」とする）に対して、譲渡犬の飼育にあたって遵守を求める事項を定めるものである。

### 第2条 (本約款の適用範囲)

本約款は、乙が譲渡犬の飼育を開始したときから甲乙間に適用されるものとし、乙は本約款に同意した上で譲渡契約を申し込むものとする。

### 第3条 (約款の変更)

- 1 甲は、保護犬に関する状況の変化その他相当の事由があると認められる場合は、本約款を変更することができるものとする。
- 2 前項による本約款の変更は、変更後の約款の内容を、甲のホームページその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとする。

## 第2章 譲渡手続

### 第4条 (里親適性試験)

甲は、譲渡希望者の里親適性を確認するため、譲渡に先立ち試験期間（トライアル期間）を定めるものとし、譲渡予定犬の飼育を譲渡希望者に委託する。

### 第5条 (譲渡契約)

甲は、前条のトライアル期間終了までに、乙に里親適正が認められると判断した場合は、乙との間で譲渡契約を締結した上で、譲渡犬を乙に譲渡する。

### 第6条 (譲渡負担金)

- 1 乙は、譲渡犬を譲り受けるにあたり、甲に対して譲渡負担金を支払うものとする。
- 2 譲渡負担金は以下を基準とする。中型以上の成犬 45,000 円、小型の成犬 40,000 円、子犬 25,000 円（避妊去勢手術前の子犬）、Loving hands 10,000 円（高齢病気犬）但し、特別な事情が存するときは、甲の判断により変更することができる。

## 第3章 遵守事項

### 第7条 (飼育原則)

- 1 譲渡犬を終生家族の一員として育成する。
- 2 譲渡犬の飼育方法は完全室内フリー飼育とする。

### 第8条 (譲渡・所有権放棄の禁止)

乙は、譲渡犬を第三者へ譲渡することができず、また譲渡犬の所有権を放棄することもできないものとする。

#### 第9条（飼育場所）

譲渡犬の飼育場所は乙の住所地とする。ただし、住所を移転した場合は遅滞なく甲に届け出るものとする。  
乙の住所地以外で飼育する場合は、甲の許可を得て行うものとする。

#### 第10条（譲渡犬の死亡）

譲渡犬が死亡した場合はすみやかに甲に連絡するものとする。甲が必要と判断した場合には獣医師による死亡診断書を提出する。

#### 第11条（生殖行為）

譲渡犬の生殖行為は行わない。

#### 第12条（遵守事項他）

乙は、譲渡犬の飼育にあたって本飼育約款に定める事項を遵守するほか、甲が別途定める「譲渡犬との暮らし方」を遵守するものとする。

#### 第13条（違約金請求・刑事告発）

甲は、次の場合には、乙に対し違約金の支払いを請求することができるものとし、違約の状況によっては乙を刑事告発する。

- 1 第3章第10条の譲渡犬の死亡において、虐待や不注意による事故死等、飼育者としてふさわしくない原因による死亡等、明らかにその死因に不審な点が見受けられるとき。
- 2 第3章第11条に定める譲渡犬の生殖行為を行ったとき。

## 第4章 契約の解除

#### 第14条（契約の解除）

1 甲は、乙に以下に定める事由があるときは、譲渡契約を解除し譲渡犬の返還を求めることができる。

- (1) 申込時のアンケートの回答が事実と異なることが判明した場合
- (2) 甲が定める譲渡条件に合致しない内容があった場合
- (3) 甲と乙の間で信頼関係が築けなかった場合
- (4) 乙の里親適正が失われたと甲が判断した場合
- (5) ずさんな飼育や不注意な飼育で、譲渡犬を逃がしたり、衰弱させたりした場合
- (6) 逃がした譲渡犬の捜索に協力的でない場合
- (7) 乙についての変更事項の報告がなかった場合
- (8) 乙に本約款および譲渡犬との暮らし方が定める遵守事項に反する行為があった場合

2 前項により譲渡契約が解除されたときは、乙は速やかに譲渡犬を甲に返還しなければならない。

3 譲渡犬の返還までに発生した一切の費用および返還に要する費用は乙の負担とする。

## 第5章 秘密保持および個人情報の管理

### 第15条 (秘密保持)

- 1 甲及び乙は、譲渡契約及び本約款に関連して相手方から開示を受けた情報（以下「秘密情報」という。）について、開示者の承諾なく目的以外に使用してはならず、第三者に開示及び漏洩してはならないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、以下の情報は、秘密情報に含まれないものとする。
  - (1) 開示を受けた時点又は知った時点において公知であった情報
  - (2) 開示を受けた後又は知った後、被開示者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報
  - (3) 開示を受けた時点又は知った時点において自己が既に知得していた情報
  - (4) 正当な権限を有する第三者から知得した情報
  - (5) 秘密情報によらずして、創作、開発等した情報
- 3 甲及び乙は、秘密情報を適切に管理するために必要な一切の措置をとるものとする。

### 第16条 (個人情報の取扱い)

- 1 甲は、乙から開示された情報が、個人にかかわる情報（以下「個人情報」という。）に該当する場合には、「個人情報の保護に関する法律」を遵守して個人情報を取り扱うものとする。
- 2 本条の規定は、甲乙間において本約款の効力が失効した後も有効に存続するものとする。
- 3 甲の個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に関しては、甲のホームページに掲載するものとする。

## 第6章 雑則

### 第17条 (準拠法)

譲渡契約及び本約款の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとする。

### 第18条 (通知)

- 1 本約款に基づいて甲から乙に対して行う通知は、本約款に別段の規定がない限り、乙の住所又は乙が別途指定する連絡先宛に郵便、ファクシミリ又は電子メールで行うものとする。
- 2 乙の宛先変更届の遅延により、甲からの通知が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべきときに乙に到達したものとみなす。

### 第19条 (協議事項)

- 1 譲渡契約及び本約款について疑義が生じた場合その他定めのない事項については、甲乙間で誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。
- 2 協議による解決を図ることができない場合には、本契約にかかる訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 附則

本約款は2024年3月1日に策定し、同日から実施する。